



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1179	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
1180	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	2
1181	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	2
1182	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
1183	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	3
1184	指定自立支援医療機関の指定	(").....	3
1185	〃	(").....	3
1186	〃	(").....	3
1187	木材業者等の登録	(林業振興課).....	4
1188	〃	(").....	4
1189	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	4
1190	保安林の指定施業要件の変更	(").....	4
1191	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	5
1192	和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更	(資源管理課).....	5
1193	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5
1194	〃	(").....	6
1195	〃	(").....	6
1196	都市計画の変更	(").....	6
1197	交通警察事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	7

○ 公告

	和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターにおける指定管理者の募集(健康推進課).....	9
--	--	---

告 示

和歌山県告示第1179号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年11月29日まで縦覧に供する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成30年10月29日
- 名称
特定非営利活動法人みみずりサイクル
- 代表者の氏名
山田真器子

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県岩出市根来92番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、未来を担う子供達や地域に住む住民、又企業、行政などに広く、食品リサイクルに関する事業を行い、循環型社会の構築を目指すことで、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1180号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071700953	合同会社介拓社	ヘルパーステーション雅	和歌山県紀の川市深田101番地1	訪問介護	平成30.11.1	平成36.10.31
3072000734	社会福祉法人きのくに福祉会	デイサービスセンターごぼうの郷	和歌山県御坊市熊野44-4	通所介護	平成30.11.1	平成36.10.31
3072101003	株式会社仁	辻の郷デイサービスセンター	和歌山県日高郡みなべ町東吉田282	通所介護	平成30.11.1	平成36.10.31
3072201704	株式会社恵成の郷	アマポーラ	和歌山県田辺市東山一丁目5-14 Sシティビル203号	訪問介護	平成30.11.1	平成36.10.31

和歌山県告示第1181号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072101011	株式会社仁	サービス付き高齢者向け住宅辻の郷	和歌山県日高郡みなべ町東吉田282	特定施設入居者生活介護	平成30.11.1	平成36.10.31
				介護予防特定施設入居者生活介護	平成30.11.1	平成36.10.31

和歌山県告示第1182号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日

3051000 192	リハビリ専科チ ャレンジ倶楽部	橋本市神野々951番 地	放課後等デイサー ビス	合同会社こまつ 制作館	橋本市高野口町名古 曾608-3	平成 30.11.1
----------------	--------------------	-----------------	----------------	----------------	---------------------	---------------

和歌山県告示第1183号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012250 621	アマポーラ	田辺市東山一丁 目5-14 Sシテ イビル203号	居宅介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	株式会社恵成 の郷	田辺市東山一丁 目5-14 Sシテ イビル203号	平成 30.11.1

和歌山県告示第1184号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社ASXEED	和歌山市手平二丁目5番47号 フレグ ランス手平106号	訪問看護ステーションNICO	平成 30.11.1

和歌山県告示第1185号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
医療法人賛政会米満内科	和歌山市黒田108-7	米満賛	平成 30.11.1

和歌山県告示第1186号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日

アイン薬局御坊店	御坊市湯川町財部726-8	安藤和也	平成 30.11.1
----------	---------------	------	---------------

和歌山県告示第1187号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
6012			平成 30.10.2	田辺市中辺路町栗栖川 671-10	中井林業 中井稔	木材	田辺市中辺路町栗栖川 671-10

和歌山県告示第1188号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
6013			平成 30.10.17	田辺市中辺路町小皆24 -1	西畑林業 西畑孝	木材	田辺市中辺路町小皆24 -1

和歌山県告示第1189号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1190号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1191号

平成30年和歌山県告示第1104号（以下「告示第1104号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
保田為治郎
河原清一
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1104号のとおり

和歌山県告示第1192号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成30年10月31日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第1193号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3448	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字北鳥居田803番1の一部	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上數世	平成 30. 10. 30	6. 10	41. 13

和歌山県告示第1194号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3449	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字北鳥居田801番1の一部	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上數世	平成 30. 10. 30	6. 25	38. 50

和歌山県告示第1195号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3461	田辺市たきない町2972番79の一部	田辺市中万呂869番地の40 株式会社タナベハウス 代表取締役 木村勝次	平成 30. 10. 30	4. 00	33. 92

和歌山県告示第1196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（3・4・13号貴志琴ノ浦線）
- 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県和歌山市和歌浦東一丁目、和歌浦東二丁目、和歌浦東四丁目
和歌浦中一丁目、和歌浦中二丁目、和歌浦中三丁目
- 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第1197号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、交通警察事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

交通警察事務委託業務

(2) 調達役務の内容等

次に掲げる業務を交通警察事務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により実施するものとする。

ア 運転免許事務の補助等業務

イ 自動車保管場所証明事務

（ア）自動車保管場所調査事務

（イ）自動車保管場所電算入力等関係事務

（ウ）自動車保管場所標章関係事務

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2に規定する免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると和歌山県公安委員会が認める法人で、平成30年11月9日（金）現在において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 和歌山県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(5) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更正手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者のうちその更生手続に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定を受けている者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者のうちその再生手続に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定を受けている者であること。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。

(9) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) 和歌山県公安委員会へ提出する資格審査申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近3年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目

(2) 和歌山県へ提出する資格審査申請書類

(1) の資格申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 使用印鑑届

ウ 誓約書

エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

オ 和歌山県公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し

(3) (1) のア及びイ並びに(2) のアからエまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年11月9日（金）から同月26日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、6の(1) のアに掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) 及び(2) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成30年11月27日（火）午後4時までに和歌山県警察本部交通部交通規制課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、質問に対しては、原則として平成30年11月29日（木）までに回答するものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

平成30年11月19日（月）午前10時

5 資格審査申請書類の配布場所

6の(1) のアに同じ。

6 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間

(1) 和歌山県公安委員会への資格審査申請

ア 提出場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

イ 提出期間

3の(1) に掲げる申請書類を、平成30年11月9日（金）から同月30日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に持参により提出すること。

(2) 和歌山県への資格審査申請

ア 提出場所

(1) のアに同じ。

イ 提出期間

3の(2)に掲げる申請書類を、(1)の資格申請の結果、和歌山県公安委員会から有資格者である旨の通知を受けた日から平成30年12月26日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に持参により提出すること。

7 資格審査の結果通知

(1) 6の(1)の結果通知

郵便により平成30年12月14日（金）までに通知する。

(2) 6の(2)の結果通知

郵便により平成31年1月10日（木）までに通知する。

8 総合評価一般競争入札の参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 総合評価一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

ア 和歌山県公安委員会への理由の説明の求め

平成30年12月21日（金）午後4時まで

イ 和歌山県への理由の説明の求め

平成31年1月21日（月）午後4時まで

(2) (1)の書面は、持参により提出するものとする。

(3) (1)のア及びイの求めに対する回答については、次に掲げるところにより当該説明を求めた者に対して書面で行うものとする。

ア (1)のアに対する回答

平成30年12月26日（水）までに回答するものとする。

イ (1)のイに対する回答

平成31年1月23日（水）までに回答するものとする。

(4) (1)の書面の提出先は、6の(1)のアに掲げる場所とする。

公 告

公 告

県が設置する和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成30年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター

(2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階

(3) 規模等

延床面積 268.68㎡

待合いコーナー 24.12㎡

受付・医局・安静室 60.54㎡

麻酔室 33.17㎡

診察室等 88.55㎡

研修室・倉庫 62.30㎡

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第71号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6（2）に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、（1）については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内・県外に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれかに該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75条）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他の団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用

するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

(8) 都道府県税、消費税及び地方消費税について未納があるもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して、脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

(12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの

(13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は、県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成30年11月9日（金）から同月20日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階

(2) 現地説明会

ア 日時 平成30年11月22日（木）午後1時30分

イ 場所 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター 研修室

和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申出書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 平成30年11月9日（金）から同月21日（水）までの和歌山県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成30年11月26日（月）から同年12月5日（水）まで

イ 回答日 平成30年12月6日（木）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成30年12月7日（金）から同月21日（金）まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成31年1月中旬

(6) 指定管理者としての指定

平成31年3月上旬

7 問合せ先

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2656

ファクシミリ番号 073-428-2325